

ノムラ FX（店頭デリバティブ取引）に係るご注意

野村證券株式会社

- 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となつている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願ひいたします。

- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、ノムラ FX 専用ダイヤル（0570-055-766、ご利用できない場合は042-303-8800 ※平日 8:40～17:10（土・日・祝日、年末年始を除く））までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
0120-64-5005
※平日 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く） 〕

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

店頭外国為替証拠金取引【ノムラ FX】の 契約締結前交付書面

この書面は、店頭外国為替証拠金取引【ノムラ FX】に関するリスクや留意点を記載しており、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によってお渡しするものです。

あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

- 店頭外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本書面の内容を十分に読んでご理解ください。
- 店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動や金利の変動により損失が生じることがあります。また、非対円通貨取引においては、決済が円貨で行われることから、取引対象通貨の価格変動リスクに加え、円貨への換算に伴う日本円の価格変動リスクがあります。
- 店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることがある反面、差し入れられた証拠金の額を上回る多額の損失を被る可能性のある取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

＜目次＞

・店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について.....	P.1
・金融商品販売法に係る重要事項のご説明.....	P.4
・店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて.....	P.5
・店頭外国為替証拠金取引に係る金融商品取引契約の概要.....	P.5
・店頭外国為替証拠金取引に関する租税の概要.....	P.5
・当社が店頭外国為替証拠金取引について行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等.....	P.5
・店頭外国為替証拠金取引に関する主な用語.....	P.7
・金融商品取引業者の受託に関する禁止行為.....	P.9
・金銭の預託.....	P.11
・当社の概要.....	P.12
・お取引内容に関するお問い合わせ等について.....	P.12
・指定紛争解決機関のご利用について.....	P.13

店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

手数料について

- ・ 店頭外国為替証拠金取引を行うにあたっては、取引手数料はかかりません。
- ・ ただし、当社が提示する通貨の価格の売値と買値の間には差額（スプレッド）があります。また、非対円通貨取引においては円貨への換算に伴うスプレッドがあります。

証拠金について

- ・ 店頭外国為替証拠金取引を行うにあたっては、「ノムラ FX 取引ルール（9.証拠金）」に記載の証拠金を差し入れていただきます。なお、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額と比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

店頭外国為替証拠金取引のリスクについて

・ 価格（為替）変動リスク

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動（非対円通貨取引である場合には、当該通貨ペアの基準通貨である米ドルの円に対する価格変動を含みます。）により損失が生じることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額と比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

・ 信用リスク

お客様がお取引される店頭外国為替証拠金取引は店頭金融先物取引であり、お客様の注文は当社が取引の相手方となって注文を成立させます。したがって、当社の業務や財産状況が悪化した場合には、お客様が損失を被る可能性があります。なお、当社においては、お客様から預託を受けた証拠金は金銭信託により自己資金とは区分して管理しております。

・ スワップポイントに関するリスク（金利変動リスク）

取引対象である通貨の価格の変動とは関係なく、金利の高い通貨の売建玉をロールオーバーすることでスワップポイントの支払いとなり、金利の高い通貨の買建玉をロールオーバーすることでスワップポイントの受取りとなります。

スワップポイントは、取引対象である通貨の金利の変動によっては、取引当初期待していたようなスワップポイントが享受できない場合やスワップポイントが受取りから支払い

に転じることもあります。

※スワップポイントについては「ノムラ FX 取引ルール（8.スワップポイント）」をご覧ください。

- ・ロスカットのリスク

お客様の証拠金維持率が当社の定める水準を下回ったことを当社が確認した場合、お客様のご意思に関わらず、当社はロスカットルールに基づいて、すべての未約定の新規注文を取消したうえで、なお証拠金維持率がロスカット水準を下回っている場合はノムラ FX 口座のすべての建玉を自動的に反対売買して決済します（ロスカット注文）。ロスカットの場合でも、相場の急激な変動により損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。

※ロスカットルールについては「ノムラ FX 取引ルール（10.（1）ロスカットルール）」をご覧ください。

- ・流動性リスク

市場での売買高が少ないためお客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となることがあります。また、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際、週初のオープン時など市場の状況によっては、通貨の価格の提示が困難となることがあります。

- ・電子取引システム利用に関するリスク

(1) お客様が行う店頭外国為替証拠金取引は、電子取引システムを利用する取引です。お客様が注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、あるいは意図しない注文が約定する可能性があります。

(2) 当社またはお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害など様々な原因で一時的または一定期間にわたって電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の注文指示の当社システムへの遅延・未着により注文が無効となる可能性があります。また、電子取引システム障害時にはお客様の取引執行を中止することがあります。

(3) 外国為替市場が急激に変動した場合などには、価格情報が遅れ気味となり電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。

(4) 電子取引システムでは、電子認証に用いられる口座番号・パスワードなどの情報が、窃盗・盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。

- ・その他リスク
 - (1) 相場状況の急変により、売値と買値のスプレッドが広くなったり、意図した取引ができない可能性があります。
 - (2) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、お取引が制限される可能性があります。その結果、お客様が予想外の損失を被る可能性があります。
 - (3) 将来、外国為替取引等に関する税制や法令が変更された場合、店頭外国為替証拠金取引が現状より不利な取扱いとなる可能性があります。

カバー取引先について

- ・当社のカバー取引先（カウンターパーティー）は以下のとおりです。

商号または名称：ユービーエス・エイ・ジー（銀行） /UBSAG

監督を受けている外国の当局の名称：連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority）

業務内容：銀行業

商号または名称：ゴールドマン・サックス証券株式会社

業務内容：証券業

商号または名称：バークレイズ・バンク・ピーエルシー（バークレイズ銀行）

監督を受けている外国の当局の名称：英国ブルーデンス規制機構（The Prudential Regulation Authority）および英国金融行為監督機構（The Financial Conduct Authority）

業務内容：銀行業

商号または名称：ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

監督を受けている外国の当局の名称：英国ブルーデンス規制機構（The Prudential Regulation Authority）および英国金融行為監督機構（The Financial Conduct Authority）

業務内容：証券業

商号または名称：シティバンク、エヌ・エイ東京支店

監督を受けている外国の当局の名称：米国通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency）および米国連邦準備制度理事会（Board of Governors of the Federal Reserve System）

業務内容：銀行業

商号または名称：バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ（Bank of America, N.A.）

監督を受けている外国の当局の名称：米国通貨監督庁（Office of the Comptroller of the Currency）および米国連邦準備制度理事会（Board of Governors of the Federal Reserve System）

業務内容：銀行業

お客様から預託を受けた財産の管理方法について

- 当社は、店頭外国為替証拠金取引に関してお客様から預託を受けた証拠金（取引の結果として生じた利益で受渡しの完了しているものを含みます。）については、お客様よりお預かりした金銭であることを明確にし、野村信託銀行へ信託しています。
また、店頭外国為替証拠金取引の未決済建玉にかかる評価損益およびスワップポイント損益、ならびに未受渡建玉にかかる損益およびスワップポイント損益についても、上述の金銭信託により信託しています。

店頭外国為替証拠金取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 店頭外国為替証拠金取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金融商品販売法に係る重要事項のご説明

○店頭外国為替証拠金取引

為替や金利の変動により損失を被ることがあります。また、当社の経営・財務状態の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。その損失の額は証拠金の額を上回る可能性があります。

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

ノムラ FX の取引方法、証拠金等の詳細については、「ノムラ FX 取引ルール」にてその内容を必ずご確認ください。

店頭外国為替証拠金取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における店頭外国為替証拠金取引については、次の方法によります。

- ・ 当社が自己で直接の相手方となる店頭外国為替証拠金取引
- ・ 店頭外国為替証拠金取引に係る証拠金の管理

店頭外国為替証拠金取引に関する租税の概要

個人のお客様に対する店頭外国為替証拠金取引の課税関係は、以下のとおりです。

店頭外国為替証拠金取引に係る利益（決済により発生した売買差益およびスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が 5%となります。損益は差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、3 年間繰り越すことができます。

※復興特別所得税は、2013 年から 2037 年まで（25 年間）の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されるものです。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

なお、今後、税制改正等が行われる可能性があります。それに伴い、本取引に係る課税関係が変更される可能性があります。

当社が店頭外国為替証拠金取引について行う金融商品取引業の内容および方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、野村證券において店頭外国為替証拠金取引【ノムラ FX】（以下、「ノムラ FX」といいます。）を行う場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、「ノムラ FX 規定」および「ノムラ FX（店頭デリバティブ取引）に係るご注意および店頭外国為替証拠金取引【ノムラ FX】の契約締結前交付書面」を確認、内容に同意のうえ、あらかじめ「店頭外国為替証拠金取引【ノムラ FX】に関する確認書」を差し入れ、ノムラ FX 口座を開設していただく必要があります。ノムラ FX のお取引に関する金銭・建玉は、すべてこの口座を通して処理されます。
- ・ ノムラ FX 口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座開設に応じられないこともあります。

- ・ノムラ FX の取引にあたっては、あらかじめ当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。
- ・ノムラ FX のご注文は、当社が定めた注文受付時間内に行ってください。
- ・ご注文にあたっては、「注文の種類」、「通貨ペア」、「新規又は決済の別」、「注文数量（通貨単位）」、「注文価格」、「注文の有効期限」等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。
- ・両建て（同一通貨ペアで売建玉と買建玉を同時に持つこと）は、お客様の判断で行うことは可能ですが、両建てはお客様にとって、買値と売値の差、証拠金を二重に負担すること、売建玉と買建玉に適用するスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。
- ・当社は、お客様に対し、次の書面を電磁的方法により交付します。
 1. 取引報告書・決済報告書
取引が成立した時に交付する書面です。
 2. 証拠金受領書
当社がお客様より証拠金を受領した時に交付する書面です。
 3. 取引残高報告書
毎月交付いたします。報告対象期間において成立した取引の内容ならびに報告対象期間の末日における建玉、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した書面です。
本書面ならびに1.、2.、3.、に掲げる書面の内容は必ずご確認のうえ、万一記載内容が相違しているときは、速やかにノムラ FX 取扱店の内部管理責任者（ノムラ FX 専用ダイヤル）まで直接ご連絡ください。
- ・当社が提示する通貨の価格の売値と買値の間には差額(スプレッド)があります。スプレッドは、市場の状況によって変化いたしますので常に一定ではありません。
- ・相場急変時やカバー取引先の状況に変更が生じたことにより、カバー取引先からの取引レートを 1 社からも受取れない場合、またはカバー取引先から提示された取引レートが市場実勢相場と大幅に乖離している等、合理的に誤りと当社が判断した場合は、提示する通貨の価格（提示価格）の提示を停止します。また、提示が停止しており、提示価格の提示を再開する場合は、カバー取引先のうち 1 社以上から取引レートを受取ることが可能となり、その取引レートが合理的に市場実勢相場を反映していると当社が判断した場合は、提示価格の提示を再開します。なお、提示を停止している間の相場の変動によっては、再開時の提示価格にて、お客様の証拠金維持率がロスカット水準を下回り、再開と同時にロスカットルールの適用の対象となる可能性があります。ロスカットは成行による決済注文のため、必ずしも再開時の提示価格で約定するとは限りません。また、ロスカット水準付近でロスカットされた場合に比べ、大きな損失が生じる可能性があります。また、相場の変動によっては、損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。
- ・お客様は、当社が提示する通貨の価格（提示価格）が、市場実勢相場と大幅に乖離している等、合理的に誤りと判断される場合には、当該提示価格は無効とし、当該提示価格に基づいた約定の訂正または取消を行う場合があることを、あらかじめ了承するものとします。
- ・ノムラ FX における取引等は、インターネットにおいてのみ受付けます。システム障害時を含め、原則

として電話による注文等は受付けていませんのでご了承ください。

- 当社は、お客様の注文が約定した場合、当社において発生する為替リスクを回避するため、カバー取引およびマリー取引を行っています。お客様の注文が約定した後、他のお客様に当該約定に対当（同じ通貨ペアで売り買いが反対）する約定がある場合、その分は為替変動リスクを相殺（マリー取引）し、相殺できなかった部分のみカバー取引を行います。当社では、相殺できなかった数量の合計が一定量以上にならないよう管理し、一定量を超えるような場合には、その時点でも最も条件のよい取引レートを提示したカバー取引先に対してシステムにより即時かつ自動的にカバー注文を行います。なお、流動性が著しく低下するなど相場の状況によっては、前述の限りではなく、当社の判断によりカバー取引を実施する場合があります。
- 上記の他、お取引にあたってのルールの詳細については、「ノムラ FX 取引ルール」よりご確認ください。

店頭外国為替証拠金取引に関する主な用語

・**アスク (ASK)**

金融商品取引業者がお客様に提示する売値（お客様の買値）のことをいいます。

・**カバー取引**

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う外国為替取引又は店頭外国為替証拠金取引をいいます。

・**金融商品取引業者**

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・**裁判外紛争解決制度**

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。

・**差金決済**

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・**証拠金**

先物取引やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

・**スワップポイント**

店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

・**スリッページ**

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があ

ることをいいます。

・デリバティブ取引

その価格が取引対象の価値に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引およびオプション取引を含みます。

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引を店頭デリバティブ取引といいます。

・建玉

決済が結了していないものを建玉といいます。売りに係るものを「売建玉」、買いに係るものを「買建玉」といいます。

・通貨ペア

「米ドル/円」、「ユーロ/円」のように、取引対象となる通貨の組合せをいいます。

・ツーウェイプライス

提示する通貨の価格の売値、買値を常に、継続的に表示することをいいます。

・店頭外国為替証拠金取引

店頭デリバティブ取引の一つで所定の証拠金を差し入れ、差し入れた証拠金を上回る額の外国通貨の売買を行う取引をいいます。

・仲値

買値（ASK）と売値（BID）の平均値のことをいいます。

・ビッド（BID）

金融商品取引業者がお客様に提示する買値（お客様の売値）のことをいいます。

・両建て

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

・レバレッジ

テコの原理のことで、投資した金額の何倍もの取引が行える効果をいいます。

レバレッジを利用することによって少額の投資金額で大きな利益も期待できるが、逆に大きな損失を招くリスクも同時に存在することにも注意が必要となります。

・ロスカット

評価損益等を考慮した現在の証拠金額の割合を表す証拠金維持率が、本来必要な証拠金に対して一定水準を下回った場合、お客様が保有するすべての建玉を強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかつた建玉を翌営業日に繰り越すことをいいます。店頭外国為替証拠金取引ではロールオーバーすることにより、原則として決済期限のない取引となっています。

金融商品取引業者の受託に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- a . 店頭外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b . 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- c . 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d . 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e . 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f . 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g . 店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生じることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h . 店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- i . 店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

- j. 本書面の交付に際し、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l. 店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- m. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o. 店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の証拠金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為
- s. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得たうえで、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- t. 店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭外国為替証拠金取引を含みます。v.において同じ。）につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官が定める額（2010年8月1日以降は想定元本の2%、2011年8月1日以降は同じく4%。v.において同じ。）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託されることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額

- (計算上の損益を含みます。) が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
 - x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
 - y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

金銭の預託

○当社では、お客様から店頭外国為替証拠金取引に必要な金銭をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管いたします。

手数料など諸費用について

・金銭のお預かりについては、料金を頂戴しません。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭の預託に関する契約の概要

当社では、お客様から店頭外国為替証拠金取引に必要な金銭をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管いたします。

当社が金銭の預託について行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、ノムラ FX 口座を設定の上で、店頭外国為替証拠金取引の注文を受付けております。

この契約の終了事由

「野村の証券取引約款」に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は

解約されます。

- ・お客様から解約の通知があった場合
- ・この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1 ※2020 年 10 月 1 日より、〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-13-1 に変更予定です。
連絡先	ノムラ FX 専用ダイヤル 0570-055-766 【利用できない場合】042-303-8800
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC) 電話番号（フリーダイヤル）：0120-64-5005 URL : http://www.finmac.or.jp/
	東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館 大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル
資本金	100 億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001 年 5 月

お問い合わせ先

お取引内容に関するお問い合わせ・ご意見や苦情等につきましては、下記連絡先までお申し出ください。

〔<ノムラ FX 専用ダイヤル> 0570-055-766 【利用できない場合】042-303-8800
※平日 8:40～17:10（土・日・祝日、年末年始を除く）〕

指定紛争解決機関のご利用について

お取引についてのトラブル等は、以下の A D R （注） 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。（ADR 機関のご利用に際して不明な点等ございましたら、上記の連絡先までご照会ください）

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

0120-64-5005

※平日 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）

注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

ノムラ FX 取引ルール

本ルールでは、野村證券における、店頭外国為替証拠金取引【ノムラ FX】（以下、「ノムラ FX」といいます。）について説明しております。また、時間につきましては日本時間で記載しております。

ノムラ FX は、インターネットにてお取引（口座開設、ご注文、振替入出金等）を受付けます（原則、お電話でのお取引は受付けておりません）。

1.ノムラ FX 口座の開設

ノムラ FX のご利用にあたっては、野村證券の証券口座とは別に、ノムラ FX 口座の開設が必要です。

(1) 口座開設基準

- ・ 野村證券の証券総合サービスへの申込によって設定された口座（以下、「証券口座」といいます）を開設していること。
- ・ 満 20 歳以上 80 歳未満の個人のお客様であること。
- ・ 日本国内にお住まいであること。
- ・ 野村の証券取引約款に定めるオンラインサービスの利用条件に合致し、インターネットを利用した取引を行っていただけうこと。
- ・ 「ノムラ FX 規定」に定める書面の電子交付等に承諾いただけうこと。
- ・ 「ノムラ FX 規定」、「ノムラ FX 取引ルール」、および「ノムラ FX（店頭デリバティブ取引）に係るご注意および店頭外国為替証拠金取引【ノムラ FX】の契約締結前交付書面」の内容を確認し、店頭外国為替証拠金取引の仕組みやリスク、ノムラ FX 取引ルール等について理解したうえで、自己の判断と責任によりお取引していただけうこと。
- ・ 「店頭外国為替証拠金取引【ノムラ FX】に関する確認書」を差し入れていただけうこと。
- ・ 投資方針・目的、および投資資金の性格が、店頭外国為替証拠金取引の性格に合致していること。
- ・ 十分な年収または金融資産があること。
- ・ 電話および電子メールにより当社から常に連絡がとれること。
- ・ 証券会社または金融商品取引業者に勤務していないこと。
- ・ 日本証券業協会の特別会員である金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、保険会社等）に勤務し、投資信託の窓販、金融商品仲介業務等の登録金融機関業務に従事していないこと。
- ・ 金融先物取引業協会の会員である金融機関に勤務し、金融先物取引業務に従事していないこと。
- ・ 野村信託銀行の野村 Web ローンを利用してないこと。
- ・ 当社において他に FX 口座を有していないこと。
- ・ 取引代理人を選定していないこと。

- ・成年後見人、保佐人、補助人を選定していないこと。

(2) 必要書類の差し入れ

次の書類を当社が指定する方法により差し入れていただきます。

- ・店頭外国為替証拠金取引【ノムラ FX】に関する確認書

(3) 口座開設審査

ノムラ FX 口座の開設申請後に、口座開設審査を行っております。

審査にあたり、当社が必要と判断した場合はお電話で確認させていただくことがあります。

口座開設基準を満たしていても審査によりご希望にそえないことがあります。当社はその理由については開示いたしませんのでご了承ください。

審査結果、口座開設完了のご連絡は電子メールで通知いたします。

2.取扱通貨ペア、取引単位、呼値の単位

ノムラ FX における取扱通貨ペア、取引単位、1 通貨単位あたりの呼値の単位は次のとおりです。

通貨ペア		取引単位	呼値の単位
対円 通貨取引	米ドル／円 (USD／JPY)	1 万通貨単位	0.001 円
	ユーロ／円 (EUR／JPY)		
	英ポンド／円 (GBP／JPY)		
	カナダドル／円 (CAD／JPY)		
	スイスフラン／円 (CHF／JPY)		
	豪ドル／円 (AUD／JPY)		
	ニュージーランドドル／円 (NZD／JPY)		
	香港ドル／円 (HKD／JPY)	10 万通貨単位	
	南アフリカランド／円 (ZAR／JPY)		
非対円 通貨取引	ユーロ／米ドル (EUR／USD)	1 万通貨単位	0.00001 米ドル
	英ポンド／米ドル (GBP／USD)		
	豪ドル／米ドル (AUD／USD)		
対円 通貨取引	ミニ米ドル／円 (ミニ USD／JPY)	1 千通貨単位	0.001 円
	ミニユーロ／円 (ミニ EUR／JPY)		
	ミニ英ポンド／円 (ミニ GBP／JPY)		
	ミニ豪ドル／円 (ミニ AUD／JPY)		

※取扱通貨ペアは、当社の判断により取扱いを中止する場合があります。また、通貨ペアにおいて決済期限を設定する場合があります。

3.手数料

ノムラ FXにおいて取引手数料はかかりません。

ただし、当社が提示する通貨の価格（以下、提示価格といいます。）の売値と買値の間には差額（スプレッド）があります。

※手数料は当社の判断により変更する場合があります。

4.提示価格

(1) 提示価格

提示価格は、対円通貨取引は1通貨単位の円価格、非対円通貨取引は1通貨単位の米ドル価格です。当社は、通貨ペアごとに買値と売値それぞれの価格を同時に提示します。提示価格は提示する時点のインターバンク市場（銀行間市場）の取引レートを参考に当社が決定しています。

(2) スpread

提示価格の売値と買値の間には差額があり、これをスpreadといいます。スpreadは、市場等の状況によって変化いたします。

5.取引日・取引時間

(1) 取引日

ノムラ FXの取引日は月曜日～金曜日（1月1日を除く）です。

※取引開始時間から取引終了時間までが同一取引日となります。

(2) 取引時間

ノムラ FXの取引時間は次のとおりです。

	取引日	取引開始時間	取引終了時間
米国標準時間の期間	月曜日	7：20	～ 翌日 6：55
	火曜日～金曜日	7：10	～ 翌日 6：55
米国夏時間の期間	月曜日	7：20	～ 翌日 5：55
	火曜日～金曜日	6：10	～ 翌日 5：55

※米国夏時間は原則として3月第2日曜日から11月第1日曜日までとなります。（夏時間の開始および終了の日程は変更となる場合がありますのでご注意ください）

※必要に応じて取引時間を臨時に変更する場合があります。

※クリスマス等により、取引日・取引時間が変更になる場合はノムラ FX サイトでご連絡します。

6.注文

(1) 注文受付時間

原則、24 時間、毎日ご注文を受付けます。

ただし、次の時間を除きます。

- ・ 定時システムメンテナンス時間
 - ・月曜日～木曜日の取引終了時間から翌取引日の取引開始時間まで
 - ・金曜日の取引終了時間から土曜日の 11:00 まで
- ・ 臨時システムメンテナンス時間
- ・ ログイン不可時間

※ストリーミング注文、成行注文は取引時間のみ注文を受付けます。

(2) 取引の種類

取引の種類は次のとおりです。

[1] 新規

- ・ ノムラ FX のご注文の際は、あらかじめ当社が定める額の証拠金をノムラ FX 口座へ振替入金または入金（Web 入金）していただく必要があります。
- ・ ご注文は、証拠金余力の範囲内となります。
(証拠金余力とは、評価証拠金額から、建玉必要証拠金額および注文必要証拠金額を控除した金額をいいます。)

[2] 決済

- ・ 建玉の決済は、反対売買（決済取引）による差金決済によります。通貨の受渡しによる決済はできません。
- ・ 非対円通貨取引は、決済時にその時点の対円レートで受払金額に換算します。（決済損益とスワップ損益の合計が利益の場合は BID（売値）、損失の場合は ASK（買値）で円換算します。）

※スワップ損益については 8. スワップポイントをご覧ください。

※FIFO を指定した場合は、建玉がある場合には決済注文、建玉が無い場合には新規注文となります。決済注文の際は、古い建玉から順に決済を行い、決済可能数量を超えた差分の注文数量については新規注文となります。また、FIFO を指定して保有建玉に対する決済注文を発注している状態で決済可能数量を超える注文数量を発注した場合には、両建てとなる可能性があります。

※ノムラ FX では決済取引を行わない場合は、建玉を毎取引日自動的にロールオーバーして翌取引日に繰り越します。このため、決済期限のないお取引となっています。（ただし、当社の判断により決済期限を設定する場合があります。）

(3) 注文の種類

注文の種類は次のとおりです。

注文の種類	説明
ストリーミング注文	<p>発注時の提示価格を注文価格とし、即時に取引を行う注文方法です。注文価格（発注時の提示価格）と当社の取引執行システムで受付けた時点（以下、当社の取引執行システム受付時といいます。）における提示価格が一致、または提示価格の変動により、注文価格より当社の取引執行システム受付時の提示価格がお客様に有利となった場合は、当社の取引執行システム受付時の提示価格を約定価格として取引が成立します。一方、提示価格の変動により、注文価格より当社の取引執行システム受付時の提示価格がお客様に不利となった場合、注文は失効されます。ただし、不利な場合であっても、スリッページ（約定価格の許容範囲）を指定した場合はその範囲内であれば取引が成立します。</p> <p>つまり、お客様の注文価格と実際の約定価格との間に差が生じる場合があり、当該差は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。不利な場合については、お客様が設定したスリッページの範囲内に限定されます。</p> <p>※ 取引時間に注文を受付けます。 ※ FIFO 指定が可能です。</p>
成行注文	<p>注文価格を指定せず売買する注文方法です。</p> <p>お客様の成行注文は当社の取引執行システム受付時の提示価格を約定価格として取引が成立します。お客様の発注された端末と当社システムの間の通信に要する時間の経過に伴い、発注時点の提示価格と約定価格に差が生じる場合があります。当該差はお客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。</p> <p>※取引時間のみに注文を受付けます。 ※FIFO 指定が可能です。</p>
指値注文	<p>注文価格を指定する注文方法です。</p> <p>買注文の場合は提示価格が注文価格以下、売注文の場合は提示価格が注文価格以上となった時点の提示価格を約定価格として取引が成立します。</p> <p>実際の約定価格が注文価格に比べてお客様にとって有利な場合があります。</p>

注文の種類	説明
逆指値注文	<p>注文価格（逆指値価格）を指定する注文方法です。</p> <p>買注文の場合は提示価格が注文価格以上、売注文の場合は提示価格が注文価格以下となった時点の提示価格を約定価格として取引が成立します。</p> <p>実際の約定価格が注文価格に比べてお客様にとって不利な場合があります。</p>
トレール注文	<p>注文価格（逆指値価格）とトレール幅（提示価格と逆指値価格との値幅）を指定することにより、提示価格の変動に追随して逆指値価格を自動調整する注文方法です。</p> <p>提示価格がお客様にとって有利な方向へ変動（売注文の場合は上昇、買注文の場合は下落）した場合のみ指定したトレール幅を保って逆指値価格は変動します（ただし、逆指値価格と提示価格の差が、トレール幅より小さい場合は逆指値価格は変動しません）。</p> <p>逆に提示価格がお客様にとって不利な方向へ変動した場合は、逆指値価格は固定され変動しません。買注文の場合は提示価格が注文価格以上、売注文の場合は提示価格が注文価格以下となった時点の提示価格を約定価格として取引が成立します。</p> <p>実際の約定価格が注文価格に比べてお客様にとって不利な場合があります。</p> <p>※建玉指定決済と IFD の 2 次注文のみ可能です。</p>
IFD 注文	<p>新規（1 次注文）と決済（2 次注文）を指定して発注し、新規（1 次注文）が取引成立すると決済（2 次注文）が発注される注文方法です。</p> <p>2 つの注文の通貨ペア、注文数量は同一である必要があります。</p>
OCO 注文	<p>指値価格と逆指値価格の両方の注文価格（条件）を指定して発注する注文方法です。</p> <p>先に条件を満たした方の条件で取引が成立します。</p>
IFD + OCO 注文	<p>IFD 注文の決済（2 次注文）を OCO 注文として発注する注文方法です。</p> <p>2 つの注文の通貨ペア、注文数量は同一である必要があります。</p>
全建玉一括決済注文	<p>保有している全建玉を成行で決済する注文方法です。</p> <p>未約定の決済注文がある場合は全て取消した上で成行で決済されます。</p> <p>※未約定の新規注文は取消されず残ります。</p>

注文の種類	説明
一括成行決済注文	<p>選択した通貨ペアの買建玉全て、または売建玉全てを成行で決済する注文方法です。</p> <p>未約定の決済注文がある場合は全て取消した上で成行で決済されます。</p> <p>※未約定の新規注文は取消されず残ります。</p>

※月曜日取引開始時間までに発注された指値注文、逆指値注文等については、月曜日取引開始時の価格がその注文の取引が成立する条件を満たしていた場合には、月曜日取引開始時の提示価格で約定します。

※買注文の場合の提示価格は買値、売注文の場合の提示価格は売値を指します。

※注文価格は、原則として、その時点の提示価格の仲値の 50%を超えて乖離した価格は指定いたしません。

(4) 有効期限

注文の有効期限は次のとおりです。

有効期限	説明
当日限り	注文を出した日（非取引日の場合は翌取引日）の取引終了時間が期限となります。
週末まで	注文を出した日（非取引日の場合は翌取引日）の属する週の週末の取引終了時間が期限となります。
無期限	原則として無期限となります。
日時指定	指定した取引日時が期限となります。 ※取引時間のみ指定可能です。

(5) 注文訂正・取消

[1] 注文訂正

未約定の注文の「注文数量」、「注文価格」、「有効期限」および「トレール幅」を訂正することができます。

※新規注文の訂正の場合、訂正時点での証拠金余力を上回る注文数量および注文価格の訂正是できません。

※指値を成行に訂正することはできません。

[2] 注文取消

未約定の注文は、原則として取消すことが可能です。

※IFD 注文および IFD+OCO 注文の取消しにおいて、新規（1 次注文）の取消しの場合は 2 次注文も同時に取消されます。

(6) 注文失効

次に該当した場合、注文は失効します。

[1] 有効期限切れの場合

- （4）の有効期限後、順次注文は失効となります。

[2] ロスカット水準を下回った場合

- 証拠金維持率がロスカット水準を下回った場合、下回った時点で、すべての未約定の新規注文は失効（取消）となります。

※ロスカット注文、ロスカットルールについては、「10. (1) ロスカットルール」をご参照ください。

[3] ストリーミング注文、成行注文において取引が成立しなかった場合

※（3）注文の種類を参照ください。

(7) 注文上限・建玉上限

[1] 注文上限

1 注文あたりの上限は、次のとおりです。

通貨ペア	注文上限
対円 通貨取引	米ドル／円 (USD／JPY)
	ユーロ／円 (EUR／JPY)
	カナダドル／円 (CAD／JPY)
	スイスフラン／円 (CHF／JPY)
	豪ドル／円 (AUD／JPY)
	ニュージーランドドル／円 (NZD／JPY)
	香港ドル／円 (HKD／JPY)
	南アフリカランド／円 (ZAR／JPY)
	ミニ米ドル／円 (ミニ USD／JPY)
	ミニユーロ／円 (ミニ EUR／JPY)
	ミニ豪ドル／円 (ミニ AUD／JPY)
	英ポンド／円 (GBP／JPY)
非対円 通貨取引	ミニ英ポンド／円 (ミニ GBP／JPY)
	ユーロ／米ドル (EUR／USD)
	英ポンド／米ドル (GBP／USD)
	豪ドル／米ドル (AUD／USD)

※ 注文上限は当社の判断により変更する場合があります。

[2] 建玉上限

保有建玉の上限は、円換算で 20 億円です。

(8) 取引規制

当社にてノムラ FX の取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には次のような取引規制を行うことがあります。主な取引規制は次のとおりです。

- ・ 証拠金率の引き上げ
- ・ 注文数量の制限、建玉数量の制限
- ・ 注文の種類の制限または禁止
- ・ 取引の停止または中断
- ・ 取引時間の臨時変更

(9) 両建て

両建て（同一通貨ペアで売買が反対となる建玉を保有すること）は、お客様の判断で行うことは可能ですが、両建てはお客様にとって、買値と売値の差、証拠金を二重に負担すること、売建玉と買建玉に適用するスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

7. 約定日・受渡日

(1) 約定日

- ・ 取引開始時間から取引終了時間までが同一約定日となります。

(2) 受渡日

- ・ 約定日の翌々取引日が受渡日になります。

※翌々取引日が東京市場、ニューヨーク市場、取引対象通貨の市場の休日と重なった場合、受渡日はさらにその翌取引日となります。

※決済損益とスワップ損益は、受渡日に現金残高に加減算されます。

8. スワップポイント

スワップポイントとは、建玉をロールオーバーすることで発生する 2 通貨間の金利差調整額のことを言います。

一般的に、金利の高い通貨の買建玉をロールオーバーすることで受取りとなり、金利の高い通貨の売建玉をロールオーバーすることで支払いとなります。

通貨ペアのスワップポイントについては、お客様が受取る場合の方が、お客様が支払う場合よりも小さくなっているか、同値となっています。また売り、買いともに支払いとなることもあります。

※建玉をロールオーバーすると受渡日が繰り延べられる日数分のスワップポイントの授受が発生します。
何日分のスワップポイントとなるかは取引日により異なります。

※スワップポイントは翌取引日に繰り越す建玉に対し、取引日の取引終了時に未決済スワップ損益に反映され、証拠金余力に加減算されます。

※非対円通貨取引は米ドルでスワップポイントが発生します。未決済のスワップ損益は対円レートで評価します。（評価損益と未決済スワップ損益の合計が利益の場合はBID（売値）、損失の場合はASK（買値）で円換算します。）

非対円通貨取引は決済時の対円レートで受払金額に換算します。（決済損益とスワップ損益の合計が利益の場合はBID（売値）、損失の場合はASK（買値）で円換算します。）

9.証拠金

ノムラ FX でのお取引を行うにあたっては、あらかじめ証拠金を差し入れる必要があります。

証拠金の額は、実際のお取引の額に証拠金率を乗じて算出される額になります。

証拠金率は 4%です。

※証拠金率は、当社の判断により変更する場合があります。

※証拠金は、円貨のみの差し入れとなり、外貨や有価証券による差し入れはできません。

証拠金の定義は次のとおりです。

証拠金の種類	説明
評価証拠金額	評価損益等を考慮した、ノムラ FX で証拠金としてお使いいただける金額です。 ※現金残高 + 受渡前損益 - 出金予定額 + 入金予定額 + 評価損益 + 未決済スワップ損益
必要証拠金額	保有している建玉の維持と新規注文に対して必要となる証拠金額です。 ※建玉必要証拠金額 + 注文必要証拠金額
建玉必要証拠金額	保有する建玉を維持するために必要となる証拠金額です。 ※建玉ごとの「約定価格×建玉数量×対円レート（※1）×証拠金率」を合計した額です。 ※小数点以下は切り上げます。
注文必要証拠金額	新規注文に対して必要となる証拠金額です。 ※注文ごとの「注文価格×注文数量×対円レート（※1）×証拠金率」を合計した額です。 ※小数点以下は切り上げます。
証拠金維持率	必要証拠金額に対する評価証拠金額の割合です。 ※ロスカットなどの判定基準となる比率です。 ※評価証拠金額 ÷ (建玉必要証拠金額 + 注文必要証拠金額) × 100

証拠金の種類	説明
リアルレバレッジ	<p>リアルタイムでのレバレッジ（実際のお取引の額の評価証拠金額に対する比率（倍））です。</p> <p>取引額（新規注文分も含む） ÷ 評価証拠金額</p> <p>※取引額は、保有建玉の円換算額（建玉の約定価格×建玉数量×対円レート（※1））と、未約定の新規注文が約定した場合の円換算額（注文価格×注文数量×対円レート（※1））の合計です。</p> <p>※レバレッジが1倍以下となった場合、【1倍以下】と表示されます。</p>

（※1）対円レートはリアルタイムレートを用います。対円通貨取引の場合、対円レートは「1」となります。

10.ロスカット、アラート、プレアラート

ノムラ FX では、証拠金状況の確認を随時行っています。

その際に、証拠金維持率が一定の水準を下回ると「プレアラート」「アラート」「ロスカット」となります。

プレアラート、アラート、ロスカットの各水準は次のとおりです。

ステータス	説明
プレアラート	証拠金維持率が150%を下回った状態をいいます。
アラート	証拠金維持率が125%を下回った状態をいいます。
ロスカット	証拠金維持率が100%を下回った状態をいい、ステータスがロスカットに該当した場合は、「10. (1) ロスカットルール」が適用されます。

(1) ロスカットルール

確認の結果、証拠金維持率がロスカット水準を下回った場合、ロスカットルールが適用されます。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールが適用されても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。この場合、お客様は速やかに金銭を充当し不足金を解消する必要があります。

ロスカットルールは次のとおりとなります。

[1] すべての未約定の新規注文が失効（取消）されます。

[2] [1] の結果、なお証拠金維持率がロスカット水準を下回っている場合、ノムラ FX の全建玉を自動的に反対売買して決済します（ロスカット注文）。

※ロスカット注文は、全建玉に対して成行で決済注文を行います。未約定の決済注文がある場合は失効（取消）の上、決済されます。

※ロスカットルールが適用されると、全建玉の決済注文が約定するまで取引を再開することができません。

11. 不足金（現金不足）

ノムラ FX の決済等により損失の額がノムラ FX 口座に差し入れている証拠金の現金残高の額を上回った場合（現金残高に不足が生じた場合）は現金不足（以下、不足金といいます。）となります。お客様のノムラ FX 口座において不足金が生じた場合は、お客様は速やかに当該不足金額以上の現金をノムラ FX 口座に入金する必要があります。

※発生した不足金額以上の現金を入金いただけない場合、当社が任意でお客様の証券口座からノムラ FX 口座への振替入金手続きを行うことがあります。その際、不足金額の充当に必要な場合にあっては、当社が任意で証券口座からの出金・出庫指示を取消すこと、株式等の注文を取消すこと、お預かりするお客様の株式等の資産を処分することがあります。

12. 証拠金の入金と出金

ノムラ FX の証拠金は、金融機関からノムラ FX 口座への直接振込による入金（Web 入金）または、証券口座からノムラ FX 口座への振替入金が必要となります。

(1) 振込入金（Web 入金）（金融機関→ノムラ FX 口座）

- ・ 証拠金余力は、振込入金（Web 入金）手続き完了と同時に増額されます。
- ・ 振込手数料は当社負担となります。

※ご利用にあたっては、各金融機関とネットバンキング等のご契約が必要です。

※ご入金は、ノムラ FX 口座名義と同一の“お客様ご本人名義の金融機関口座”からのみとなります。

※振込入金受付時間

原則、24 時間、毎日受付けます。

ただし、次の時間を除きます。

- ・金融機関のサービス利用時間外
- ・ノムラ FX の定時システムメンテナンス時間
 - ・月曜日～木曜日の取引終了時間から翌取引日の取引開始時間まで
 - ・金曜日の取引終了後から土曜日の 11:00 まで
- ・ノムラ FX の臨時システムメンテナンス時間

(2) 振替入金（証券口座→ノムラ FX 口座）

- ・ 営業日の 21:00 までの振替入金は翌営業日付、それ以降の振替（土・日・祝日の場合を含みます。）は翌々営業日付となります。
- ・ 証拠金余力は振替指示完了と同時に増額されます。
- ・ 振替入金は、証券口座の振替可能金額の範囲内となります。

(3) 振替出金（ノムラ FX 口座→証券口座）

- ・ 営業日の 21:00 までの振替出金は当日付、それ以降の振替（土・日・祝日の場合を含みます。）は翌営業日付となります。
- ・ 証拠金余力は振替指示完了と同時に減額されます。
- ・ 振替出金は、ノムラ FX 口座の振替出金可能額の範囲内となります。

※お客様が当社において、複数の口座をお持ちであった場合、同一部店・同一口座番号の証券口座との間でのみ振替入出金が可能です。

※振替受付時間

原則、毎日 6:00～翌 2:00 まで受付けます。

ただし、次の時間を除きます。

- ・ 定時システムメンテナンス時間
 - ・ 月曜日～木曜日の取引終了時間から翌取引日の取引開始時間まで
 - ・ 金曜日の取引終了時間から土曜日の 11:00 まで
- ・ 臨時システムメンテナンス時間

13. その他留意事項

(1) ノムラ FX の制限

関係法令、諸規則、店頭外国為替証拠金取引【ノムラ FX】の契約締結前交付書面、および当社規定・取引ルール等を遵守されない場合には、その後のお取引を制限する場合があります。

お客様が満 80 歳となった日以降、原則として新規注文を制限します。

(2) 約定の取消

お客様は、提示価格が、市場実勢相場と大幅に乖離している等、合理的に誤りと判断される場合には、当該提示価格は無効とし、当該提示価格に基づいた約定が取消される場合があります。

(3) 夜間の振替による不足金の発生

投信積立・株式積立（株式累積投資）・保険料の野村 MRF 引落日の 21:00 以降に、当該引落金額分を含む振替を行うと資金が不足する可能性があります（「FX 口座への振替可能金額」には、当該野村 MRF 引落金額が反映されておりませんのでご注意ください。）。

資金不足解消のため、FX 口座から証券口座へ不足金額をお戻しいただくか、別途証券口座へ入金いただくなど、すみやかに解消されない場合、投信積立・株式積立（株式累積投資）の注文の取消等をさせていただくことがあります。なお、保険契約の取消は行いません。

(4) 障害時の取扱い

ノムラ FX の注文等は、インターネットにおいてのみ受付けます。システム障害時を含め、原則として電話による注文等は受付けておりませんのでご了承ください。

以上